

◇国際会議報告◇

## IFRS-IC 会議（2026年3月）出席報告

公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計研究会委員

IFRS 解釈指針委員会委員

辻野 菜摘

### 1. はじめに

2026年3月17-18日、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee：以下、「IFRS-IC」という。）開催された。今回は2日間だったが、筆者はリモートで参加した。

### 2. 全体のスケジュール

議題は、アジェンダ決定案に係るコメントレター作成に関連する件は7件だった。新規案件が2件だった。その他、ヘッジ会計の適用後レビューに向けたヒアリングがあった。

### 3. 議事概要

- (1) グループ内貨幣性負債または資産から生じる為替差額の分類（IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」（以下、「IFRS 第18号」という。））について（AP-2）：9月の委員会で議論が分かれていたものの再審議である。営業区分（View I）と、グループ間貸付の収益の区分と同じ区分（View II）の両方を許容する方向に大多数の委員が同意した。
- (2) BESS オフテイク契約（AP-3）：9月の委員会で暫定アジェンダ決定がなされていたものである。リースとして取り扱うことで最終化することになった。
- (3) IAS 第1号「財務諸表の表示」（以下、「IAS 第1号」という。）の第19項はIFRS 会計基準に従うと財務諸表の目的に反するような誤解を招く場合には、IFRS 会計基準準拠からの逸脱を認めるが、逸脱時にもIAS 第1号第15項から第24項の適正な表示（Fair presentation）に従う必要があるかというかについて（AP-4）。：11月の委員会で基準設定プロジェクトに追加しないことを暫定決定してあったものについて、最終化することになった。
- (4) （新規案件）投資先の定款等管理文書が変更された場合に、投資家は投資先に対する支配を維持しているか再判断すべきか（AP-5）：基準設定プロジェクトに追加しないという暫定決定案に全員が同意した。マイナーな文面の修正を検討することになった。

- (5) 投資事業を主たる事業とする会社で、非連結の子会社に係るキャッシュフローは営業キャッシュフローにするべきかについて（AP-6）：11月に営業に区分すべきという意見が多数で基準設定プロジェクトに追加しないことを決定済みで、多数意見で最終決定された。11月の会議で聞かれたような反論はあった。投資事業を主たる事業とするが、持分法投資のみを行う会社の場合には、営業区分がなくなってしまう、持分法投資でも実質的に経営している例もあるというようなものだ。筆者としては、経営に関与していても、持分法投資であれば、配当でしかキャッシュが入らず、このような投資を行っているということが、明確になるという面もあるために、反論はしていない。
- (6) IFRS 第18号の第83項では営業区分の費用の開示を減価償却、償却、従業員給付、減損、棚卸資産の評価減などを注記で開示することを要求しているが、IFRS 第9号「金融商品」やIFRS 第8号「事業セグメント」の費用もこの対象かについて（AP-7）：11月に基準設定プロジェクトに追加しないことを暫定決定済みである。大多数の賛成で最終化を決定した。
- (7) 親会社がリスク管理業務の一貫で、グループ内の為替リスクを管理するために子会社におけるデリバティブを使用する場合、その損益をどの区分に分類すべきかという質問（AP-8）：11月に基準設定プロジェクトに追加しないことを暫定決定済みである。大多数の賛成で最終化を決定した。
- (8) IAS 第12号「法人所得税」の範囲外の税金（非所得税）の表示方法（AP-9）：11月にも審議し、基準設定プロジェクトに追加しないことを暫定決定済みである。多数の賛成で最終化を決定した。しかし、本件についてはサウジアラビアから多数のコメントが来ており、サウジアラビアのZakat税が費用に区分されることが極めてミスリーディングであるとの主張がほとんどだった。トン税のように、営業費用に含まれることで明らかにミスリーディングになっている例が他にもあることは前回の審議でも問題提起されていた。筆者は、事業を行うことで恒常的に課される税に関して、大きな金額が費用にはいつているのは投資家にとって分かりにくく、誤解も生みやすいと発言した。投資家の意見を聞いてみようということになった。法人所得税とは性質が異なるため、税前利益の下に表示するのはおかしいという意見もある一方で、税として表示して内訳を開示するようにする方法もあるという意見もあった。
- (9) （新規案件）単一の投資者のファンドに対する支配の判定（IFRS 第10号「連結財務諸表」）（AP10）：固定期間で投資者が一人のファンドで、投資者がファンドマネジャーを解任する権利がない場合、当該ファンドを投資者が支配しているかをどう判断するかが論点であった。判定に関して実務上の差異はほとんどないとの意見が大多数だったが、ワーディングについては、意見が分かれた。質問書でファンドマネジャーをエージェント、投資家をプリンシパルと表現をしているが、その表現を使用することへの疑問が多く、エージェントではなくディビジョンメーカーとすべきとの意見も多かった。要望書に記載された事実パターンが実務上一般的かどうかを確認するた

めに追加でアウトリーチを実施し、追加の分析を行った上で6月以降のIFRS-IC会議で継続して議論を行うこととなった。

- (10) ヘッジ会計の適用後レビューに向けたヒアリング(AP-11)：IAS第39号「金融商品：認識と測定」と比較して使い勝手がよくなったというフィードバックがほとんどだった。一方で、クレジットリスクのヘッジへの適用が難しい、M&Aに係る為替リスクヘッジでは、発表からクローズまでのリスクヘッジでは利用できない、などの意見があった。また筆者も同意見だったが、IFRS第17号「保険契約」の負債に関するヘッジについて、開示に改善余地があるとの意見があった。

#### 4. 次回の予定

6月16-17日の予定。